

補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則の一部改正に係る新旧対照表（案）

変 更 後	現 行
<p>独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程（平成15年12月18日15農畜機第1219号）の5で定める達成状況の具体的な評価は、次により行うものとする。</p> <p>1 事業実施主体の事業実施状況</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 奨励金交付等事業</p> <p>① 評価事項</p> <p>事業目的に沿った事業の遂行状況（次に区分される奨励金ごとに、<u>奨励金が交付されるまでに要する日数</u>）</p> <p>ア 機構から交付された奨励金（概算払金、精算金を対象） 機構が事業実施主体に振り込んだ日から事業実施主体が間接補助事業者（<u>間接補助事業者がない場合にあっては、農協等。以下、間接補助事業者等という。</u>）に振り込むまでに要する平均日数</p> <p>イ 事業実施主体に造成された基金を取り崩して交付された奨励金 間接補助事業者等からの支払い請求に係る決裁完了後、事業実施主体から間接補助事業者等に振り込まれるまでに要する平均日数</p> <p>② 評価方法</p> <p>ア ①のアについては、平均日数が5業務日以内であるかどうかをもって評価（ただし、やむを得ない事情により間接補助事業者等から5業務日を超えた支払を希望する場合を除く。）</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程（平成15年12月18日15農畜機第1219号）の5で定める達成状況の具体的な評価は、次により行うものとする。</p> <p>1 事業実施主体の事業実施状況</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 奨励金交付等事業</p> <p>① 評価事項</p> <p>事業目的に沿った事業の遂行状況（奨励金が、次に区分される奨励金ごとに、事業実施主体から間接補助事業者に交付されるまでに要する日数）</p> <p>ア 機構から交付された奨励金（概算払金、精算金を対象） 機構が事業実施主体に振り込んだ日から事業実施主体が間接補助事業者に振り込むまでに要する平均日数</p> <p>イ 事業実施主体に造成された基金を取り崩して交付された奨励金 間接補助事業者からの支払い請求に係る決裁完了後、事業実施主体から間接補助事業者に振り込まれるまでに要する平均日数</p> <p>② 評価方法</p> <p>ア ①のアについては、平均日数が5業務日以内であるかどうかをもって評価（ただし、やむを得ない事情により間接補助事業者から5業務日を超えた支払を希望する場合を除く。）</p>

変 更 後	現 行
<p>イ ①のイについては、平均日数が4業務日以内であるかどうかをもって評価（ただし、やむを得ない事情により間接補助事業者等から4業務日を超えた支払を希望する場合を除く。）</p> <p>ウ 略</p> <p>③ 評価の実施 略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>イ ①のイについては、平均日数が4業務日以内であるかどうかをもって評価（ただし、やむを得ない事情により間接補助事業者から4業務日を超えた支払を希望する場合を除く。）</p> <p>ウ 略</p> <p>③ 評価の実施 略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この細則は、平成21年〇月〇日から施行する。